

京都市指定下水道工事業者

申請・届出の手引き

目次

1	はじめに	1
2	新規指定・更新指定	1
	(1) 指定の基準（要件）	1
	(2) 指定の有効期間	1
	(3) 指定下水道工事業者証	1
	(4) 手続きの流れ	2
	(5) 審査に係る手数料の納入	3
	(6) 申請書類	3
3	変更に関する届出	4
	(1) 指定事項の変更	4
	(2) 指定の辞退等（辞退、休止、再開）	6
4	指定の取消し等	6
5	申請書類の提出方法・記入例	6
	(1) 提出方法	6
	(2) 記入例	7
	<様式第1号>	8
	<様式第2号>	10
	<様式第3号>	11
	<様式第4号>	12
	<様式第5号>	13
	<様式第7号>	14
	<様式第8号>	15
	<様式第9号>	16
	<経歴書>	17
	<銀行口座振替依頼書>	18
	<京都市暴力団排除条例に伴う誓約書>	19
	<営業状況届出書>	20

1 はじめに

京都市においては、京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例において排水設備に関する修繕や工事は、京都市の指定を受けた者（以下、「指定下水道工事業者」といいます。）でなければ行うことができないと定めています。

本手引は、指定下水道工事業者としての指定を受けるに当たって必要となる手続き等について記載したものですので、よくお読みのうえ、申請等の手続きを行ってください。

2 新規指定・更新指定

(1) 指定の基準（要件）

京都市指定下水道工事業者規程第3条で次のとおり定められています。

- ・ 京都府下水道協会に登録されている責任技術者を1名以上選任していること。
- ・ 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していること。
- ・ 京都府域内に営業所を設け、現に営業している者であること。
- ・ 申請者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - イ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
 - ウ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者であること。
 - エ 指定下水道工事業者の指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
 - オ 過去3年間に下水道に関する法令、条例、規則又は規程に違反したことがあること。
 - カ その業務に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれ又は指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させるおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由を有していること。
 - キ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいること。
- ・ その他別に定める基準に該当していること。 ※【参照】京都市指定下水道工事業者指定基準

(2) 指定の有効期間

指定を受けた日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日まで

<例>

- ・ 令和6年4月1日に指定を受けた場合
 - 指定の有効期間は「令和6年4月1日から令和11年3月31日まで」です。
- ・ 令和6年9月1日に指定を受けた場合
 - 指定の有効期間は「令和6年9月1日から令和11年3月31日まで」です。

※ 指定の有効期間満了後、引き続き、指定を受ける場合は、有効期間の更新の指定（更新指定）を受けなければなりません。

(3) 指定下水道工事業者証

指定下水道工事業者を指定するときは、その申請者に対して京都市指定下水道工事業者証を交付しますので、営業所内の見やすい場所に掲示してください。また、指定下水道工事業者証をき損、または紛失した場合は、直ちに再交付の手続きをしてください。（様式第7号）

(4) 手続きの流れ

※ **囲み部分** は申請者の作業です。

新規指定の場合	更新指定の場合
<p style="text-align: center;">申請書類の作成</p> <p style="text-align: center;">詳細は5(2)「記入例」を参照してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請書類の提出</p> <p style="text-align: center;">詳細は5(1)「提出方法」を参照してください。 (郵送で受付を行うことはできません)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査に係る手数料の納入通知書発行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">手数料の納入 (指定の金融機関にてお支払い)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">納入確認後、審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">現地調査</p> <p style="text-align: center;">代表者の立会いをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">新規指定の決定・公示</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">説明会・指定下水道工事業者証の交付</p> <p style="text-align: center;">代表者又は責任技術者の方が出席してください。</p>	<p style="text-align: center;">更新手続きのご案内</p> <p style="text-align: center;">有効期間満了日の前年11月頃に郵送します。 審査に係る手数料の納入通知書を同封します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請書類の作成・手数料の納入</p> <p style="text-align: center;">詳細は5(2)「記入例」を参照してください。 手数料は指定の金融機関にてお支払いください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請書類・手数料振込を証する書類の写しの提出</p> <p style="text-align: center;">詳細は5(1)「提出方法」を参照してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">納入確認後、審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">更新指定の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">指定下水道工事業者証の交付</p> <p style="text-align: center;">ご来庁のうえ、窓口にてお受け取りください。</p>
<p>※ 審査は年4回の受付期間ごとに実施します。</p> <p>4月～ 6月受付は 8月中に指定 7月～ 9月受付は 11月中に指定 10月～ 12月受付は 2月中に指定 1月～ 3月受付は 5月中に指定</p> <p>※ 各受付期間最終日より前の14日以内に申請される場合、すみやかに手数料をお支払いください。支払いが遅れる場合、審査及び指定を次回受付分に延期することがあります。</p> <p>※ 審査期間は受付期間終了後2箇月です。</p>	<p>※ 住所等に変更があった場合は、速やかに変更の届出をしてください(様式第9号)。「更新手続きのご案内」が届かなくなることがあります。</p> <p>※ 更新をしない場合は、指定下水道工事業者指定辞退等届(様式第8号)を提出してください。</p>

(5) 審査に係る手数料の納入

京都市公共下水道事業条例第5章第23条の規定に基づき、指定下水道工事業者としての指定を受けようとするときは、指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料の納入が必要です。納入通知書を発行しますので、期日までに指定の金融機関にてお支払いください。

新規指定：10,000円（非課税）

指定更新：10,000円（非課税）

※ 手数料は審査に係る事務手数料のため、納入後に申請を取り消した場合でも返還いたしません。

(6) 申請書類

※ 指定様式は、ホームページからダウンロードできます。（管理課でお渡しすることもできます。）

（アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000243454.html>）

提出前に確認してください。

（○：必須 △：該当者のみ提出）

書類名（新規指定・更新指定）	法人	個人	様式等	チェック
京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書	○	○	指定様式（様式第1号）	
住民票		○	原本（コピー不可）	
経歴書	○	○	指定様式	
履歴事項全部証明書	○		原本（コピー不可）	
定款の写し	○			
指定営業所の平面図・付近見取図	○	○	指定様式（様式第2号）	
営業所及び倉庫の写真	○	○	A4用紙に印刷（貼付）	
賃貸借契約書の写し	△	△		
責任技術者名簿	○	○	指定様式（様式第3号）	
責任技術者証の写し	○	○		
雇用関係を証する書類	○	○		
排水設備工事器材調書	○	○	指定様式（様式第4号）	
排水設備工事器材の写真	○	○	A4用紙に印刷（貼付）	
誓約書	○	○	指定様式（様式第5号）	
銀行口座振替依頼書	○	○	指定様式	
京都市暴力団排除条例に伴う誓約書	○	○	指定様式	
営業状況届出書	○	○	指定様式	
手数料の振込を証する書類の写し（更新指定のみ）	○	○		

3 変更に関する届出

(1) 指定事項の変更 (様式第9号)

次のいずれかに該当するときは、速やかに以下に掲載する書類を提出してください。

- ① 代表者を変更したとき。
- ② 商号*を変更したとき。
- ③ 営業所を移転したとき。
- ④ 本店を移転したとき。
- ⑤ 選任している責任技術者に異動があったとき。(様式第3号)
- ⑥ 電話番号又はファックス番号を変更したとき。

営業状況届出書の内容で変更がある場合も報告してください。(内容はホームページに掲載しています。)



- ※ 組織を変更される場合(個人から法人、持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)から株式会社など)は、「組織変更」に基づいて書類を提出してください。
- ※ 有限会社から株式会社に変更される場合は「商号変更」に基づいて書類を提出してください。
- ※ 指定様式は、ホームページからダウンロードできます。(管理課でお渡しすることもできます。)
(アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000243454.html>)
- ※ 住所等に変更があった場合は、すみやかに変更の届出をしてください。(様式第9号)
- ※ 変更手続き及び指定証の再発行に係る手数料は発生いたしません。
- ※ 提出に必要な書類は変更事項により異なりますので、次ページ(P5)の「**変更に係る必要書類一覧**」を参照してください。

変更に係る必要書類一覧

(○ : 必須 △ : 該当者のみ提出)

提出前に確認してください。

書類名 (指定事項の変更)	① 代表者		② 商号		③ 営業所		④ 本店		⑤ 責任技術者	⑥ 電話番号等	※ 組織変更	様式等	チェック
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人					
指定下水道工事業者 指定事項変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		指定様式 (様式第9号)	
指定下水道工事業者 指定辞退等届											○	指定様式 (様式第8号)	
京都市指定下水道工事業者 指定・更新指定申請書											○	指定様式 (様式第1号)	
住民票		○									○	原本 (コピー不可)	
経歴書	○	○									○	指定様式	
履歴事項全部証明書	○		○		○		○				○	原本 (コピー不可)	
定款の写し	○		○		○		○				○		
指定営業所の 平面図・付近見取図					○	○						指定様式 (様式第2号)	
営業所及び倉庫の写真					○	○						A4用紙に印刷 (貼付)	
賃貸借契約書の写し					△	△							
責任技術者名簿			○	○						○	○	指定様式 (様式第3号)	
責任技術者証の写し			○	○						○	○		
雇用関係を証する書類			○	○						○	○		
誓約書	○	○	○	○							○	指定様式 (様式第5号)	
銀行口座振替依頼書	○	○	○	○	○	○	○	○			○	指定様式	
指定下水道工事業者証	○	○	○	○	○	○	○	○			○	原本 (コピー不可)	
京都市暴力団排除条例 に伴う誓約書	○	○	○	○	○	○					○	指定様式	

(2) 指定の辞退等（辞退、休止、再開）（様式第8号）

1 ページに掲げた 2 (1)「指定の基準（要件）」のいずれかに適合しなくなったとき、また、指定下水道事業者としての営業を廃止もしくは休止したときは、当該事由の生じた日から30日以内に、以下に掲載する書類を提出してください。

また、再開しようとするときは、10日前までに以下に掲載する書類を提出してください。

提出前に確認してください。

書類名	様式等	チェック
指定下水道工事業者指定辞退等届	指定様式（様式第8号）	
指定下水道工事業者証（再開を除く）	原本（コピー不可）	
選任している責任技術者の責任技術者証の写し		

4 指定の取消し等

指定下水道工事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で指定の効力を停止します（その期間中は排水設備工事を行うことができません）。

- ・ 関係法令等に違反したとき。
- ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき、指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させる行為があるときその他管理者が指定下水道工事業者として不適当と認めたとき。
- ・ その他不都合な行為があったとき。

なお、上記による指定の取消し又は指定の効力の停止により生ずる損害について、管理者は、その責めを負いません。

5 申請書類の提出方法・記入例

(1) 提出方法

受付期間	新規指定	随時*受付しています。
	更新指定	有効期間満了前に郵送する「京都市指定下水道工事業者の更新指定に係る申請について（通知）」に記載しますので、ご確認ください。
	変更・辞退 休止・再開	随時*受付しています。
*土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。		

受付場所	<p>京都市上下水道局 総合庁舎3階 下水道部管理課</p> <p>〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3</p> <p>Tel 075-672-7822 Fax 075-682-2707</p> <p>※ 公共交通機関、有料駐車場等をご利用ください。</p>
受付時間	<p>午前8時30分～午後0時00分</p> <p>午後1時00分～午後5時00分</p>
提出方法	<p>申請書類は受付場所まで持参又は郵送で提出してください。</p> <p><u>新規指定の受付を郵送で行うことはできません。</u></p>
提出部数	1部
体裁	<p>書類は綴じないでご提出ください。</p> <p>(クリップなど外しやすい方法で留めることは差し支えありません。)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消せるボールペンや鉛筆など、書いた文字を容易に消すことができる筆記用具は使用しないでください。また、修正ペンを使用することはできません。 ■ 申請書類の作成・提出に要する費用は、申請者の負担とします。 ■ 申請書類が不足している場合や内容に不備がある場合などは受付できませんので、事前にご確認のうえ、提出してください。 ■ 郵送で申請書類を提出される場合、郵送した記録が残る特定記録郵便や簡易書留等を利用して郵送してください。 ■ 提出された書類は一切返却しません。申請内容について問い合わせすることがありますので、必ず控えをお手元に残しておいてください。 ■ 受領書等の発行はしません。 ■ 行政書士などが複数の申請者の申請書類を提出される場合、申請書類は1者ずつまとめて提出してください。

(2) 記入例

各種指定様式について、次ページ以降に記入例や注意事項等を記載していますので、書類作成時の参考にしてください。

<様式第1号>

様式第1号（第2条及び第10条関係）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（ふりがな） 申請者の名称	じょうげすいどうかぶしきがいしゃ 上下水道株式会社
（ふりがな） 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒601-8116 きょうとみなみくわみとぼほこたてちようじょうばんち 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 電話 075（672）7822
（ふりがな） 代表者氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）	代表取締役 宋道 太郎
（ふりがな） 指定営業所名	じょうげすいどうかぶしきがいしゃ きょうとししや 上下水道株式会社 京都支社
（ふりがな） 指定営業所所在地 及び電話番号	〒616-8084 京都市右京区太秦安井一町田町14番地 電話 075（801）7108 FAX 075（822）1087

〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）、定款の写し及び代表者の経歴書
- 3 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 4 責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 5 排水設備工事器材調書（様式第4号）及び写真
- 6 誓約書（様式第5号）
- 7 その他管理者が必要と認める書類

- 【法人の場合】法人の名称を履歴事項全部証明書の表記どおりに記入してください。
- 【個人の場合】商号や屋号などを記入してください。
- ふりがなを付けてください。

- 【法人の場合】本社の所在地を履歴事項全部証明書の表記どおりに記入してください。
- 【個人の場合】実際に営業している所在地を記入してください。
（住民票の住所と同じ場合は、住民票の表記どおりに記入してください。）
- 丁目、番地、号などを省略せず、正確に記入してください。
- ふりがなを付けてください。

- 【法人の場合】代表権を有する者と肩書を記入してください。
- 【個人の場合】申請者本人を記入してください。
- ふりがなを付けてください。

- 【本社を指定営業所にする場合】「申請者住所」と同じ内容を記入してください。
- 【支社等を指定営業所にする場合】支店や営業所等の所在地を、丁目、番地、号などを省略せず、正確に記入してください。
- ふりがなを付けてください。

- 添付書類については次のページを参照してください。

添付書類 1

個人の場合：「住民票の写し」及び「経歴書」

- 「住民票」は、申請日前3箇月以内に発行された原本を提出してください（コピー不可）。マイナンバーが記載された住民票は受付できません。
- ホームページから「経歴書」をダウンロードして提出してください。記入については「経歴書」の記入例（17ページ）を参照してください。

【取得方法】

「住民票」→市区町村に請求してください。

添付書類 2

法人の場合：「履歴事項全部証明書」、「定款の写し」及び代表者の「経歴書」

- 「登記事項証明書」は、履歴事項全部証明書とし、申請日前3箇月以内に発行された原本を提出してください（コピー不可）。
- 「定款の写し」は、原本証明*を行ったうえで、現行定款の写し（コピー）を提出してください。

*原本と相違ない旨の証明をするもの

（文例：本書は原本と相違ないことを証明いたします。 日付、申請者の名称、代表者の肩書と氏名を記載のうえ、代表者印を押印【必須】。）

- ホームページから「経歴書」をダウンロードして提出してください。記入については「経歴書」の記入例（17ページ）を参照してください。

【取得方法】

「登記事項証明書」→法務局に請求してください。

以下の書類については、各指定様式の記入例を参照してください。

- 添付書類 3 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 添付書類 4 責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 添付書類 5 排水設備工事器材調書（様式第4号）及び器材・資材等の写真
- 添付書類 6 誓約書（様式第5号）

添付書類 3
 <様式第 2 号>

様式第 2 号 (第 2 条関係)

自社所有

■ 営業所 (または倉庫) が賃貸ではない場合は、空きスペースに「自社所有」と記載してください。



■ 机や事務用品の配置状況が分かるように記入してください。
 ■ 枠内に納まらない場合は、別用紙に作成していただいても結構です。

■ 最寄りの駅等から目標を入れて分かりやすく記入してください。
 ■ 枠内に納まらない場合は、別用紙に作成していただいても結構です。

■ 営業所、倉庫の外部及び内部の状態が分かる写真 (以下参考) を数枚程度、A 4 用紙に印刷 (貼付) して提出してください。
 ・外部写真：道路から見た外観、看板を掲げているのが分かるもの
 ・内部写真：営業所内の様子、事務用品 (器材等) を備えているのが分かるもの

■ 営業所、倉庫を賃貸している場合は、適正な使用权を得ていることが確認できる 賃貸借契約書のコピーを添付 してください。
 ■ 営業所と倉庫が離れた別の場所にある場合は、倉庫についても本様式を作成してください。
 (営業所と倉庫のそれぞれ提出が必要となります。)

- (注) 1 指定営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚提出すること。
 2 平面図は、机の配置状況等を記入すること。
 3 付近見取図は、最寄りの駅等から目標を入れて分かりやすく記入すること。
 4 個人の場合は、営業拠点の箇所について記入すること。

添付書類 4

<様式第3号>

様式第3号 (第2条関係)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

責任技術者名簿

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 〇〇〇 号

申請業者氏名又は名称 上下水道株式会社

指 定 営 業 所 名 上下水道株式会社 京都支社
〒616-8084

指 定 営 業 所 所 在 地 京都市右京区太秦安井一町田町14番地

電 話 番 号 075 (801) 7108

代 表 者 氏 名 代表取締役 水道 太郎

(ふりがな) 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
すいどう はなこ 水道 花子	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇番地 〇〇マンション〇〇〇号	TH〇〇- 〇〇〇〇〇	
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
 - (4) 在職証明書(任意様式)

(注) 選任解除の場合は、責任技術者証は原本を提示すること。この場合、1及び2の添付書類は不要。

■ 選任した責任技術者の全員について記入してください。

■ 責任技術者証の表記どおりに記入してください。

■ 様式第1号と同じ内容を記入してください。

(申請業者氏名又は名称、指定営業所名、指定営業所所在地、電話番号、代表者氏名)

■ **【法人の場合】代表権を有する者と肩書**を記入してください。

■ **【個人の場合】申請者本人**を記入してください。

■ 責任技術者の追加、解除、責任技術者が営業所を兼任している場合には、摘要欄を使用してその旨を記入してください。

■ 責任技術者証の写し(コピー)を提出してください。その際、責任技術者の氏名、住所に変更がないかを確認してください。変更がある場合は、別途変更手続きが必要になりますので、速やかに下水道部管理課までお問い合わせください。

■ 責任技術者との雇用関係を証するものとして、健康保険証のコピーを添付してください。

■ 健康保険証がない場合は、左記2(2)~(4)に該当する書類を提出してください。

■ 責任技術者の追加、解除手続きは様式第9号とセットで提出してください。

(様式第9号の案内ページ(16ページ)をご参照ください。)

添付書類5
 <様式第4号>

様式第4号（第2条関係）

排水設備工事器材調書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

種別	品名	形式	単位	数量	備考
付属用具類	密閉蓋（硬質塩ビ製）	接続ます用 200mm以上	枚	3	
付属用具類	密閉蓋（硬質塩ビ製）	集ます用 150mm以上	枚	3	
付属用具類	格子蓋（鋳鉄製）	雨水ます用 250	枚	3	
管類	排水用硬質塩化ビニル管	VU 40	本	5	
管類	排水用硬質塩化ビニル管	VU 50	本	5	
管類	排水用硬質塩化ビニル管	VU 75	本	5	
管類	排水用硬質塩化ビニル管	VU 100	本	5	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 継手90°エルボ	40	個	5	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 継手90°エルボ	50	個	5	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 継手90°エルボ	75	個	5	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 継手90°エルボ	100	個	5	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 径違い90° Y	100×50	個	3	
継手類	排水用硬質塩化ビニル管 径違い90° Y	100×75	個	3	
継手類	インクリーザー	50×40	個	2	
その他					
その他					
その他					

様式第4号（第2条関係）

排水設備工事器材調書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

種別	品名	形式	単位	数量	備考
土木用 機械工具	排水ポンプ	〇〇〇製 **-***	台	1	
付属用具類	転圧機		台	1	ランマー
測定用具	スタッフ		本	1	
測定用具	巻尺	5m	巻	1	
測定用具	水平器		個	1	
測定用具	レベル		個	1	
保安用具	防護さく		組	3	
保安用具	ガードロープ	黄/黒	m	10	
保安用具	点滅式注意灯(赤色)		本	1	
保安用具	排水設備工事表示板		枚	1	
運搬用具	貨物自動車	〇〇〇製 2トン車	台	1	
運搬用具	一輪車		台	1	

- これらは、京都市指定下水道工事業者指定基準で定められている排水設備工事の設計及び施行に必要な資材・器材です。
- 排水設備工事の資材・器材について、保有されているものをすべて記入してください。記入しきれない場合は、この様式を数枚印刷して提出してください。
- 記入された資材・器材の写真を添付してください。写真は、種類ごとに分けて10枚程度、A4用紙に印刷（貼付）して提出してください。

添付書類 6
＜様式第 5 号＞

様式第 5 号（第 2 条関係）

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請業者所在地 京都市南区上鳥羽鉾立町 1 1 番地 3

申請業者氏名又は名称 上下水道株式会社

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

指定営業所所在地 京都市右京区太秦安井一町田町 1 4 番地

指定営業所名 上下水道株式会社 京都支社

■ 様式第 1 号と同じ内容を記入してください。

（申請業者所在地、申請業者氏名又は名称、代表者氏名、指定営業所所在地、指定営業所名）

■ 【法人の場合】代表権を有する者と肩書を記入してください。

■ 【個人の場合】申請者本人を記入してください。

京都市指定下水道工事業者として指定を受けるに当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 下水道に関する法令、京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例並びにその他の関係規定を遵守し、京都市指定下水道工事業者としての義務を誠実に果たすとともに、京都市公営企業管理者上下水道局長の指示、指導に従います。
- 2 京都市指定下水道工事業者規程第 3 条第 1 項第 4 号アからキまでに該当する者ではありません。
- 3 この誓約に違反したときは、指定の取消しその他どのような処分を受けましても異議を申し立てません。

業者証再交付の申請について

<様式第7号>

様式第7号（第4条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

指定下水道工事業者証再交付申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指定番号	第 〇〇〇 号
(ふりがな) 申請者の名称	じょうげすいどうかぶしきかいしゃ 上下水道株式会社
(ふりがな) 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒601-8116 きょうとしみなみくかみとほほこたてちよう11ばんち 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 電話 075(672)7822
(ふりがな) 代表者氏名	代表取締役 すいどう たろう 水道 太郎
(ふりがな) 指定営業所名	じょうげすいどうかぶしきかいしゃ きょうとししゃ 上下水道株式会社 京都支社
(ふりがな) 指定営業所所在地 及び電話番号	〒616-8084 きょうとしうきょうくうずまさやすいいちちようでんちよう 京都市右京区太秦安井一町田町14番地 電話 075(801)7108
[理由及び経過説明] 引っ越しに伴う作業で紛失したため	
.....	
.....	
.....	

■ 指定（変更）申請時と同じ内容を記入してください。

(申請者の名称、申請者住所又は所在地及び電話番号、代表者氏名、指定営業所名、指定営業所所在地及び電話番号)

■ ふりがなを付けてください。

■ 【法人の場合】代表権を有する者と肩書を記入してください。

■ 【個人の場合】申請者本人を記入してください。

■ ふりがなを付けてください。

■ 再交付の理由を詳細に記入してください。

■ き損した場合は、き損した指定下水道工事業者証を添付してください。

[添付書類]

指定下水道工事業者証(き損した場合)

指定業者辞退届等について ＜様式第8号＞

様式第8号（第9条関係）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

指定下水道工事業者指定辞退等届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

届出事項	辞退・休止・再開
指定番号	第 〇〇〇 号
(ふりがな) 申請者の名称	じょうげすいどうかぶしきかいしゃ 上下水道株式会社
(ふりがな) 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒601-8116 京都市南区上鳥羽錦立町11番地3 電話 075 (672) 7822
(ふりがな) 代表者氏名	だいひょうしやく すいどう たろう 代表取締役 水道 太郎
(ふりがな) 指定営業所名	じょうげすいどうかぶしきかいしゃ きやうとししや 上下水道株式会社 京都支社
(ふりがな) 指定営業所所在地 及び電話番号	〒616-8084 京都市右京区太秦安井一町田町14番地 電話 075 (801) 7108
[理由] 営業を廃止するため (営業を一時休止するため) (営業を再開するため)	

[添付書類]

- 1 指定下水道工事業者証（辞退又は休止の場合）
- 2 責任技術者の責任技術者証の写し

■ **指定（変更）申請時と同じ内容**を記入してください。
（申請者の名称、申請者住所又は所在地及び電話番号、代表者氏名、指定営業所名、指定営業所所在地及び電話番号）

■ **ふりがな**を付けてください。

■ 【法人の場合】**代表権を有する者と肩書**を記入してください。

■ 【個人の場合】**申請者本人**を記入してください。

■ **ふりがな**を付けてください。

■ **辞退（休止、再開）の理由**を記入してください。

■ **指定下水道工事業者証**（再開を除く）と責任技術者の**責任技術者証の写し**を添付してください。

各種指定事項の変更届について

<様式第9号>

様式第9号（第9条関係）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

指定下水道工事業者指定事項変更届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指 定 番 号	第 〇〇〇 号		
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	じょうげすいどうかぶしきがいしゃ 上下水道株式会社		
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 601-8116 きょうとみなみくわみやまぼけこたてちよう11ばんち 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 電話 075(672)7822		
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	すいどう たろう 代表取締役 水道 太郎		
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	じょうげすいどうかぶしきがいしゃ きょうとししゃ 上下水道株式会社 京都支社		
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 601-8004 きょうとしゅうきょうくわすまきやすいっちちようでんちよう 京都市右京区太秦安井一丁目14番地 電話 075(801)7108 FAX 075(822)1087		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者	水道 一郎	水道 太郎	〇〇年〇〇月〇〇日
商号	水道株式会社	上下水道株式会社	
住所	京都市〇〇区〇〇町 〇〇番地	京都市南区上鳥羽鉾 立町11番地3	
電話番号	075-***-****	075-801-7108	
FAX番号	075-###-####	075-822-1087	
責任技術者		水道 花子（登録）	

■ **指定（更新）申請時と同じ内容**を記入してください。

（申請者の名称、申請者住所又は所在地及び電話番号、代表者氏名、指定営業所名、指定営業所所在地及び電話番号）

■ **ふりがな**を付けてください。

■ **【法人の場合】代表権を有する者と肩書**を記入してください。

■ **【個人の場合】申請者本人**を記入してください。

■ **ふりがな**を付けてください。

■ **変更に係る事項（代表者、商号、営業所等の所在地、電話番号、FAX番号、責任技術者の増減など）**を記入のうえ、**変更前後の内容**を記入してください。

■ **【法人の場合】代表者、商号、所在地を変更する場合、変更後の欄には、履歴事項全部証明書の表記どおりの内容**を記入してください。

■ 当該事由が発生した30日以内に提出してください。

（ご提出が遅くなったときには別途「理由書」の提出が必要となります）

■ 責任技術者の変更（追加、解除等の増減）は**様式第3号と合わせて**提出してください。

代表者の経歴書について

< 経歴書 >

経歴書

氏名	水道 太郎	住所(ふりがな)	きょうとしなかがきょうく〇〇ちょう〇〇ぼんち 〒〇〇〇-〇〇〇〇
生年月日	昭和50年 1月 3日	所在地	京都市中京区〇〇町〇〇番地
最終学歴	〇〇専門学校 卒業		
職歴			
平成7年	4月	有限会社〇〇 入社	
平成17年	3月	有限会社〇〇 退社	
平成18年	4月	株式会社〇〇建設 入社	
平成25年	3月	株式会社〇〇建設 退社	
平成26年	10月	上下水道株式会社 設立	
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
免許・資格			
給水装置工事主任技術者			
排水設備工事責任技術者			
管工事施工管理技士			
工事経歴			
竣工年月日	発注者	工事名	工事金額
平成30年5月20日	株式会社〇〇工業	取付管新設工事	¥500,000
平成30年7月30日	〇〇工務店	浄化槽切替工事	¥300,000
平成30年8月25日	〇〇建設株式会社	くみ取水洗化工事	¥800,000
平成30年10月1日	有限会社〇〇	取付管新設工事	¥200,000
平成30年12月5日	株式会社〇〇設備	浄化槽切替工事	¥250,000

- 代表者の氏名を住民票の表記どおりにご記入ください。
- 肩書は不要です。

- 代表者の住所を住民票の表記どおりにご記入ください。
- ふりがなを付けてください。

- すべての職歴をご記入ください。(入社・退社、法人の設立・廃業など)
- 上下水道事業以外の職歴もご記入ください。

- すべての免許・資格をご記入ください。
(普通自動車免許など、排水設備工事関係以外の免許や資格でも結構です)

- 排水設備工事で、最近のもの、工事金額の大きいものを中心にご記入ください。
- 排水設備工事の経歴がない場合は、排水設備以外の工事でも結構ですので、従事された工事の経歴をご記入ください。

<銀行口座振替依頼書>



新規 変更

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

住 所 京都市右京区太秦安井一町田町14番地

商 号 上下水道株式会社

代表者 代表取締役 水道 太郎

■ 指定営業所所在地・指定営業所名 (様式第1号) をご記入ください。

銀行口座振替依頼書

私は、今後京都市上下水道局から支払われる工事費等の還付金を
銀行振込によって受領したいので、下記の通り依頼します。

■ 【法人の場合】 代表権を有する方のお名前と肩書をご記入ください。

■ 【個人の場合】 申請者本人をご記入ください。

記

金融機関の名称	〇〇〇 <u>銀行</u> 本店 金庫 〇〇〇 <u>支店</u>
預金の種類	普通・ <u>当座</u>
口座番号	0123456
フリガナ	ジョウグスイドウカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク スイドウ タロウ
預金者の名義	上下水道株式会社 代表取締役 水道 太郎

■ 金融機関名、支店名を記入し、該当するものを○で囲んでください。
■ 預金の種類を○で囲んでください。
■ 口座番号、口座名義 (フリガナ) を正確にご記入ください。

- 新規・変更、預金の種別欄は○で囲んで下さい。
- 内容に変更を生じたときは、すみやかにその旨書面をもって届出る事。
- 利用できる金融機関は、京都市上下水道局出納・収納取扱金融機関とする。
ただし郵便局は除く。
- 京都市外への銀行振込は為替手数料を差引いて振替えます。
- 黒インクにて鮮明に記入すること。

<京都市暴力団排除条例に伴う誓約書>

様式第1号（第3条、第4条及び第6条関係）

誓 約 書

(宛先)	〇〇年 〇〇月 〇〇日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 上下水道株式会社 代表取締役 水道太郎 電話 075-672-7822
京都市南区上鳥羽鉾立町1番地3	

- 【法人の場合】本社の所在地をご記入ください。
- 【個人の場合】住民票の住所をご記入ください。

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。
誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏名	フリガナ	生年月日	性別
代表取締役	水道 太郎	スイドウ タロウ	昭和50年1月3日	男
取締役	水道 一郎	スイドウ イチロウ	昭和45年5月9日	男
監査役	水道 次郎	スイドウ ジロウ	昭和47年8月8日	男

- 【法人の場合】会社名、代表権を有する方のお名前と肩書をご記入ください。
- 【個人の場合】会社名（屋号）と申請者本人のお名前をご記入ください。

- すべての役員及び使用人*についてご記入ください。

※ 営業所等の業務を統括する者、又は営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者等

- 【法人の場合】履歴事項全部証明書に記載されているすべての役員をもれなくご記入ください。
- 選任した責任技術者（様式第3号）についても全員をご記入ください。

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

<営業状況届出書>

〇〇年〇〇月〇〇日

指定下水道工事業者 営業状況届出書

指定営業所における営業状況及びその公表可否について次のとおり届け出ます。

1 営業情報

指定営業所名	京都下水道株式会社
指定番号	123
業者 ID	123
営業日※	月～金
営業時間※	午前9時～午後5時
休業日※	土日・祝日・年末年始
ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000243454.html
問い合わせメールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇.〇〇〇.co.jp

■ 営業時間を定めていない場合は、(例)「9時～17時(変更有り)」のように記載してください。

※印の公表の可否： 可 ・ 否

(裏面あり)

2 主な営業内容 (該当するものに○をつけてください。)

(1) 排水設備の工事※

新設	・新設工事：新しく排水設備を設置	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
改造	・改造工事：排水管の布設替等	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
修繕	・排水管の一部取替工事、ます蓋の据付けや取替工事等 ・排水設備の附属装置の取替えや修繕工事	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
水洗化工事	・くみ取り便所から水洗便所に改造する工事 (助成金制度があります。)	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
浄化槽接続替工事	・し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事 (助成金制度があります。)	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否

(2) 排水設備の清掃※

つまり・清掃	・排水設備につまりが生じた場合の清掃等 ・維持管理における清掃等 ※排水設備工事を伴わないもの。	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
--------	---	--

(3) 排水設備の種類

阻集器	排水槽	ディスポージャー	排水ヘッダー
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否

(4) 建物形態

戸建住宅	集合住宅	事業所等(事務所、工場、飲食店など)
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否

(5) 雨水貯留浸透施設

雨水タンク設置※	雨水を貯留して流出を抑制するとともに、貯留した雨水を有効利用するために設置するもの。 ※助成金制度があります。	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否
雨水浸透ます設置	ますの側面及び底面の孔から地中に浸透させ、雨水の流出を抑制するために設置するもの。 ※助成金制度があります。	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否

(6) 給水工事装置工事の指定の有無

給水工事装置工事の指定	京都市指定給水工事装置工事事業者の指定の有無について。	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
-------------	-----------------------------	--

※印の公表の可否： 可 ・ 否

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 記載内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。